

問い合わせ先：国土交通省海事局外航課

課長補佐 角（内線43-312）

企画調整官 峯（内線43-365）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8618

平成21年3月24日

国土交通省

トン数標準税制に係る日本船舶・船員確保計画の初の認定

1. トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定申請について、基本方針に照らして必要な審査を行った結果、申請事業者10社全てが認定基準を満たしていることから、本日認定いたします。

認定申請事業者（50音順）

旭海運、旭タンカー、飯野海運、川崎汽船、三光汽船、商船三井、
新和海運、第一中央汽船、日正汽船、日本郵船

2. 申請事業者10社の計画の概要は以下のとおりとなっています。

○ 計画期間

5年間（平成21年4月1日～平成26年3月31日）

○ 外航日本船舶の確保計画（10社計）

76.4隻 ⇒ 159.8隻（約2.1倍）

○ 外航日本人船員の訓練計画（10社計）

5年間 688人（うち社船実習352人）

○ 外航日本人船員の確保計画（10社計）

1,050人 ⇒ 1,138人（+88人、約1.1倍）

（参考）日本籍船、日本人船員の増減率の推移

	H5～9(実績)	H10～14(実績)	H15～19(実績)	H21～25(予測)
日本籍船	▲46.5%	▲34.5%	▲10.7%	+90%
日本人船員	▲29.7%	▲37.6%	▲20.6%	+8%